



# 鳥取県公報

平成 28 年 9 月 30 日 (金)  
第 8 8 3 8 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (601) (福祉監査指導課) . . . . . 2
	鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (602) (長寿社会課) . . . . . 2
	鳥獣保護区の存続期間の更新 (603) (緑豊かな自然課) . . . . . 2
	特定猟具使用禁止区域の指定 (604) (〃) . . . . . 3

# 告 示

## 鳥取県告示第601号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町203	せいきょう歯科クリニック	鳥取市末広温泉町566	居宅療養管理指導	平成28年9月1日

### 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
社会福祉法人あすなろ会	鳥取市川端四丁目115	美和あすなろデイサービスセンター	鳥取市赤子田451	介護予防通所介護	平成28年8月1日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町203	せいきょう歯科クリニック	鳥取市末広温泉町566	介護予防居宅療養管理指導	平成28年9月1日

## 鳥取県告示第602号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成28年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	調査審議する事項	設置期間	庶務担当機関
介護の魅力発信フォーラム開催業務委託プロポーザル審査会	介護の魅力発信フォーラム開催に係る受託者の選定に関する事項	平成28年9月30日から同年10月31日まで	長寿社会課

## 鳥取県告示第603号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成28年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	区 域	存続期間	鳥獣保護区の保護に関する指針
千代川流域鳥獣保護区	鳥取市安長地内の県道伏野覚寺線の八千代橋東詰を起点とし、同所から県道秋里吉方線を南方に進み、県道鳥取鹿野倉吉線の千代橋東詰千代川右岸堤防に至り、同堤防を南方に進み、県道鳥取河原自転車道線に	平成28年11月1日から平成38年10月31日まで	鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努める。 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）で指定された特定外来生物については、本

<p>至り、同県道を南方に進み、国道53号に至り、同国道を南方に進み、県道袋河原八坂線に至り、同県道を南方に進み、円通寺橋を経て鳥取市西円通寺と鳥取市河原町布袋の境界に至り、同境界線を西方に進み、県道郡家鹿野気高線に至り、同県道を北方に進み、県道鳥取河原線に至り、同県道を北方に進み、市道菖蒲16号線に至り、同市道を北方に進み、県道鳥取河原線に至り、同県道を北方に進み、県道高路古海線に至り、同県道を北方に進み、県道鳥取港線に至り、同県道を北方に進み、県道伏野覚寺線に至り、同県道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>区域内への分布拡大による在来種への影響が危惧されることから、根絶を目指す。</p>
--	--

鳥取県告示第604号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具（銃器）使用禁止区域を指定したので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

平成28年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	区 域	存続期間
<p>本庄特定猟具（銃器）使用禁止区域</p>	<p>岩美郡岩美町大字岩本地内の町道大谷沓井線の岩本橋東詰を起点とし、同所から町道岩本7号線を南東に進み、町道岩本本庄線に至り、同町道を南東に進み、蒲生川右岸の堤防に至り、同堤防を南東に進み、国道9号に至り、同国道を西方に進み、町道本庄岩本線に至り、同町道を北西に進み、町道大谷沓井線に至り、同町道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>平成28年11月1日から平成38年10月31日まで</p>
<p>鞆塚特定猟具（銃器）使用禁止区域</p>	<p>東伯郡北栄町妻波地内の町道妻波青木線と県道羽合東伯線との交点を起点とし、同所から同県道を東方に進み、県道上大立大栄線に至り、同県道を南方に進み、町道比山高千穂線に至り、同町道を南西に進み、県道倉吉東伯線に至り、同県道を西方に進み、町道妻波青木線に至り、同町道を北東及び北方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域</p>	<p>〃</p>
<p>日野川特定猟具（銃器）使用禁止区域</p>	<p>日野川河川敷のうち国道9号米子道路から1.3キロメートル上流の同川左岸に位置する大川樋門東側の樹脂製標柱と対岸（右岸）の堤防上の樹脂製標柱（十日市側の農道（通称下道）の終点から西側）を結ぶ線から河口に至るまでの日野川河川区域及び法勝寺川堰から下流の法勝寺川の両岸堤防裏側法肩の間の河川区域</p>	<p>〃</p>
<p>浦富特定猟具（銃器）使用禁止区域</p>	<p>岩美郡岩美町大字浦富地内の国道178号線と町道前田線との交点を起点とし、同所から町道前田線を東方に進み、町道浦富4号線に至り、同町道を南東に進み、県道網代港岩美停車場線との交点に至り、同県道を南方に進み、町道宮谷坊谷線との交点に至り、同町道を西方に進み、岩美町立岩美中学校敷地の境界に至り、同境界に沿って、南方、西方、北方及び西方に進み、岩美町大字浦富字宮ノ谷2948の山林内の山道に至り、同山道を西方、北西、西方、南西、北西、南西及び北西に進み、岩美町大字浦富字城</p>	<p>〃</p>

	ノ谷堤奥3019の山林内の道竹城跡山頂に至り、同所から、岩美町大字浦富字城ノ谷堤奥3019の境界に沿って北西に進み、岩美町大字浦富字甥子谷3022の境界に至り、同境界に沿って北西、北東、南東及び北方に進み、町道宮谷坊谷線に至り、同町道を北方に進み、国道178号線に至り、同国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	
浜村川特定猟具（銃器）使用禁止区域	鳥取市鹿野町岡木地内の県道郡家鹿野気高線と市道聖り線との交点を起点とし、同所から同県道を北方に進み、市道家の前線に至り、同市道を北方及び東方に進み、市道浜村乙亥正線に至り、同市道を北方に進み、J R西日本山陰本線に至り、同線を東方に進み、市道浜村梶掛線に至り、同市道を南方に進み、市道梶掛線に至り、同市道を南方に進み、市道岡井梶掛線に至り、同市道を南方に進み、市道木梨岡井線に至り、同市道を南方に進み、市道聖り線に至り、同市道を西方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃
阿弥陀川特定猟具（銃器）使用禁止区域	西伯郡大山町大字大塚地内の町道大山口（T）大塚線名大橋東橋詰を起点とし、同所から阿弥陀川河川敷右岸に沿って南方に進み、大山広域農道大名橋東橋詰に至り、同所から同農道を西方に進み、県道大山口停車場大山線に至り、同所から同県道を北西に進み、町道平木2号線に至り、同所から同町道を北方に進み、町道神原福尾線に至り、同所から同町道を北方に進み、西伯郡大山町大字所子字場正面415－7地先の農道に至り、同農道を北方に進み、町道大山口（T）大塚線に至り、同所から同町道を東方に進み起点に至る線に囲まれた一円の地域	〃